

証券取引法等の一部改正に伴う改正信託業法の概要

1. 投資性の強い金融商品に関する規制の横断化

投資性の強い信託に「金融商品取引法」と基本的に同等の利用者保護規制(販売・勧誘ルール)が適用されるよう、規定を整備

- 信託契約のうち、投資性の強い特定信託契約の引受けについて、金融商品取引法の規制を準用。
 - ・広告等の規制、取引態様の事前明示義務、契約締結前の書面交付 等

(注)「特定信託契約」とは、市場リスクにより元本について損失が生じるおそれがある信託契約として信託業法施行規則において定めるところの、一定の信託(公益信託、元本補てん型信託等、管理型信託及び金銭等以外の物・権利の管理・処分信託)以外の信託に係る信託契約。

2. 規制対象業務の横断化

証券取引法等の一部を改正する法律において、4法律を廃止、89法律を改正し、その一部を、「金融商品取引法」に統合

- 信託受益権販売業が金融商品取引法の規制対象となったことから、信託業法における信託受益権販売業に関する規定を削除。

- 公布日 平成 18 年 6 月 14 日
- 施行日 平成 19 年 9 月 30 日